

都市の防災機能の強化に貢献したい

No. 1 1

国土交通省

補助金等

(開始年度) 平成26年度

<p>支援の名称</p>	<p>帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進 (災害時拠点強靱化緊急促進事業)</p>
<p>制度の 趣旨・背景</p>	<p>南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する制度です。</p>
<p>制度の 内容</p>	<p>■補助率 補助対象施設・設備の整備費用のうち、帰宅困難者等を受け入れるために付加的に必要となる掛かり増し費用について、民間事業者の負担を求めず、国と地方公共団体が負担することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が整備主体の場合 国：2/3、地方公共団体：1/3 ・地方公共団体が整備主体の場合 国：1/2、地方公共団体：1/2 <p>■対象となる取組</p> <p>1. 一時滞在施設の整備 主要な駅の周辺において、民間再開発ビル等を活用し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設：地方公共団体と帰宅困難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等 ・対象地域：政令市・特別区の主要駅や中核市・特例市・県庁所在市の中心駅の周辺 <p>2. 災害拠点病院の整備 大量に発生する負傷者に対応するため、災害拠点病院の整備を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設：都道府県が指定する災害拠点病院 ・対象地域：全国 <p>○1、2の共通要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性を有すること（新築の場合は、耐震等級2相当） ・自家用分（通常時に施設利用する者の分）と帰宅困難者分の食料・水等を3日分備蓄可能であること等
<p>対象と なる方</p>	<p>地方公共団体又は民間事業者等の一時滞在施設又は災害拠点、病院を整備する者</p>
<p>問い合わせ 先など</p>	<p>国土交通省 住宅局 市街地建築課 再開発係 TEL：03-5253-8111（内線 39-655）</p> <p>■関連 URL ・災害時拠点強靱化緊急促進事業 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_00045.html</p>

○帰宅困難者への対応

・民間再開発ビル等を活用して、行き場のない帰宅困難者の一時滞在施設※の確保を促進

○負傷者への対応

・大量に発生する負傷者に対応するため、災害拠点病院の整備を促進

- ・帰宅困難者及び負傷者を受け入れるために付加的に必要なスペースや備蓄倉庫、非常用発電設備等の整備に要する費用(掛かり増し費用)に対して支援
- ・補助率 国:2/3、地方:1/3(事業主体が民間事業者の場合)
国:1/2(事業主体が地方公共団体の場合)

※ 地方公共団体と帰宅困難者受入に関する協定を締結



備蓄倉庫



非常用発電設備



マンホール
・トイレ 等

